

美幌町一般廃棄物最終処分場 維持管理計画

1. 維持管理概要

●管理員により最終処分場の管理（巡回、点検）を行う。

●管理事項

[埋立地]

・ごみ搬入時の規定外持込みの阻止、即日覆土の励行 ・ 構造物の定期点検

[浸出水処理施設]

・ 定期点検（処理性能、機器故障等） ・ 薬品補充 ・ 汚泥搬出等

その他、機器の調整・構造物の補修は委託を行う。

2. 浸出水処理施設処理水質

表2-1 水質測定項目及び頻度

水質項目	達成目標値
pH	5.8～8.6
BOD	20mg/L 以下
SS	30mg/L 以下
T-N	120mg/L 以下 (日間平均 60mg/L 以下)
T-P	16mg/L 以下 (日間平均 8mg/L 以下)
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
上記以外の排水基準の全項目	排水基準値以下

3. 水質測定項目及び頻度

表3-1 水質測定項目及び頻度

時期	区分	調査箇所	調査頻度	調査項目
埋立開始前	地下水	上流 モニタリング井	-	地下水等検査項目、電気伝導率 塩化物イオン、ダイオキシン類
		下流 モニタリング井	-	地下水等検査項目、電気伝導率 塩化物イオン、ダイオキシン類
埋立中	放流水	浸出水処理施設	1回/月	pH、BOD、SS、T-N
			1回/年	省令に定める排水基準項目 ダイオキシン類
	地下水	上流 モニタリング井	1回/月	電気伝導率
			1回/年	省令に基づく地下水等検査項目 ダイオキシン類
地下水	下流 モニタリング井	1回/月	電気伝導率	
		1回/年	省令に基づく地下水等検査項目 ダイオキシン類	
埋立終了後	浸出水	浸出水処理施設	1回/3ヶ月	pH、BOD、SS、T-N
			1回/6ヶ月	省令に定める排水基準項目 ダイオキシン類
	放流水	浸出水処理施設	1回/月	pH、BOD、SS、T-N
			1回/年	省令に定める排水基準項目 ダイオキシン類
地下水	上流 モニタリング井	上流 モニタリング井	1回/月	電気伝導率
			1回/年	省令に基づく地下水等検査項目 ダイオキシン類
	下流 モニタリング井	下流 モニタリング井	1回/月	電気伝導率
			1回/年	省令に基づく地下水等検査項目 ダイオキシン類

※下流のモニタリング井戸の水質に異常が認められた場合は、地下水ピットの水質調査を実施する。

4. 維持管理基準及び計画

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準における維持管理基準に対する管理計画を表4-1に、ダイオキシン類対策特別法に基づく維持管理基準に対する計画を表4-2に示す。

表4-1 維持管理計画（1 / 3）

維持管理技術基準	管理計画
1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	(埋立中) 埋立地外周に高さ 2.0mのネットフェンス（忍び返しつき）を設置する。即日覆土を励行。 (埋立終了後) 最終覆土を施す。覆土・流出状況を定期的に点検する。
2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	(埋立中) 規定物以外の廃棄物の搬入防止、即日覆土の励行。 (埋立終了後) 最終覆土を施す。
3 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	(埋立中) 規定物以外の廃棄物の搬入防止、即日覆土の励行、浸出水調整設備の利用及び処理施設内等に消火器を設置する。 (埋立終了後) 最終覆土を施す。
4 ねずみが生息し、及び蚊・ハエその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	(埋立中) 規定物以外の廃棄物の搬入防止、即日覆土の励行、必要に応じて殺そ剤を散布する。 (埋立終了後) 最終覆土を施す。
5 前項第1号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合において、同項第1号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	埋立地外周に設置するネットフェンスにより、部外者の侵入を防止する。また時間外は、敷地入口の門扉にて施錠する。
6 前項第2号の規定により設けられた立札その他の設備は常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書替えその他必要な措置を講ずること。	施設の管理員により管理を行う。
7 前項第4号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し擁壁等が損壊する恐れがあると認められる場合には速やかにそれを防止するために必要な措置を講ずること。	管理員の点検により必要と認められた場合は、速やかに対処する。

表 4-1 維持管理計画 (2/3)

維持管理技術基準	管理計画
<p>8 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予測される負荷により、前項第5号イ又はロ(1)から(3)までを除く。)の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他のものにより覆うこと。</p>	<p>埋立地法面部を埋め立てる場合は、事前に鋭利なもの等を含まない土砂で遮水工表面に保護土を施す。</p>
<p>9 前項第5号イ又はロの規定により設けられたしゅ水工を定期的に点検し、そのしゅ水効果が低下する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>管理員による定期的な点検、モニタリング井戸の水質検査により、浸出水の漏水の有無を監視する。</p>
<p>10 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水排水設備により排出された地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水)の水質検査を次に示すこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に別表第三の上覧に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りではない。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回(ただし書に規定する最終処分場にあつては、6月に1回)以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りではない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りではない。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度は異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>埋立地上下流に設けるモニタリング井戸の地下水水質を検査する。検査記録については、埋立地廃止まで保管する。</p> <p>埋立地開始前にモニタリング井戸の電気伝導率及び塩化物イオンを測定し、その結果を記録する。</p> <p>埋立開始後は、左記基準にしたがい、モニタリング井戸の水質検査を行い、その結果を記録・保存する。</p> <p>埋立開始後は、毎月1回モニタリング井戸の電気伝導率を測定し、その結果を記録する。</p> <p>上記の結果、異常が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目を測定し、その結果を記録する。</p>
<p>11 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>モニタリング井戸の水質に異常が認められた場合は、その原因を調査し、必要となる対策を実施する。</p>
<p>12 前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>埋立地外周に設けた側溝により、埋立地への雨水の流入を防止する。側溝は、定期的な清掃を行う。</p>
<p>13 前項第5号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>浸出水処理施設下部に浸出水調整槽を設ける。調整槽内部の点検を行い、コンクリートのひび割れ等を定期的に検査する。</p>

表 4-1 維持管理計画 (3 / 3)

維持管理技術基準	管理計画
<p>14. 前項第5号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目(2)に規定する項目を除く。)について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有率(別表 第一の備考4に規定する場合に限る。)について1月に1回(埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、1年に1回)以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員が設備状況を定期的に確認するとともに、左記に定められた頻度で水質検査(原水、処理水)を行う。また、浸出水処理施設には、設備等異常時の通報設備を設ける。</p>
<p>15. 前項第6号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>施設の管理員により定期的に点検し、管理を行う。</p>
<p>16. 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>法面ガス抜き管及び立上管を設けて、埋立地から発生するガスを排除する。立上管は、埋立の進行にともない延長する。</p>
<p>17. 埋立処分が終了した埋立地(内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画、以下この号及び次条第2項第1号三において同じ。)は、厚さかおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(ロ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久性を有する覆いにより閉鎖すること。</p>	<p>最終覆土として、厚さ100cmの覆土を行う。また、最終覆土の表面には、排水勾配を設け、雨水の浸透を抑制する。</p>
<p>18. 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するための必要な措置を講ずること。</p>	<p>定期的に点検、補修を行う。</p>
<p>19. 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>1回/年の頻度で残余容量を算定する。</p>
<p>20. 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>維持管理日報を作成し、施設内に常備する。</p>

表4-2 ダイオキシン類対策特別法に基づく維持管理基準

維持管理基準	管理計画
<p>1 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる。2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる。2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周縁の水域の水又は周縁の地下水）の汚染が生ずるおそれがないことが明らか場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（昭和52年総理府・厚生省令第1号、以下「基準命令」という。）第1条第2項第10号ハ（同令第2条第2項第3号において例による場合を含む。）の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>埋立地上下流に設けるモニタリング井で採水し検査する。検査記録については、埋立地廃止まで保管する。</p>
<p>2 前号の規定によるダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査を他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>地下水の水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合は、その原因を調査、究明し、速やかに必要となる対策を施す。</p>
<p>3 基準命令第1条第1項第5号ハ（同令第2条第1項第4号において例による場合を含む。）の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（廃棄物処理法第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は同法第15条第2項第7号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値）に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ、記録すること。</p>	<p>管理員及び委託処理により、適正な運転が維持できるよう施設を管理する。</p> <p>1年に1回、浸出水処理施設からの放流水のダイオキシン類濃度を測定する。</p>

5. 維持管理項目

(1) 施設・設備の点検方法及び頻度

1) 貯留構造物（盛土堰堤）

- 点検頻度 : 1回/週
点検方法 : 盛土堰堤天端および法面部の亀裂、破損の目視による確認を行う。
点検箇所 : 堤体全体
補修方法 : ひび割れ等実状に合わせた方法とする。

2) 浸出水処理施設

- 点検頻度 : 2回/年
点検方法 : 機器類の点検、浸出水処理水の水質検査結果より処理能力に問題が無いことを確認する。ポンプ等の作動状況は、日常的に点検する。
点検箇所 : 浸出水処理施設
補修方法 : 補修必要箇所に応じて交換等を含め実状に合わせた方法とする。

3) 雨水等集排水施設（外周雨水排水路）

- 点検頻度 : 1回/月
点検方法 : 排水路内の堆積土砂、流木等の有無および排水路の破損有無を目視により確認する。
点検箇所 : 全路線
補修方法 : 破損等については補修、堆積土砂、流木等については清掃等実状に合わせた方法とする。

4) モニタリング設備（モニタリング井戸）

- 点検頻度 : 1回/月
点検方法 : 内部堆積土の有無、管材の破損状況等を目視等により確認する。
点検箇所 : 上・下流モニタリング井戸
補修方法 : 内部堆積土の除去等実状に合わせた方法とする。

5) 道路施設

- 点検頻度 : 1回/月
点検方法 : 搬入道路、管理道路、場内道路の路盤状況（凹凸の有無など）およびガードケーブル等の状況を目視により確認する。
点検箇所 : 全線
補修方法 : 路盤の凹凸、ガードケーブルの破損等実状に合わせた方法とする。

6) 侵入防止柵および立札

- 点検頻度 : 1回/月
点検方法 : 侵入防止柵の劣化、破損等の有無を目視により確認する。
点検箇所 : 全周

補修方法 : 破損箇所の変更、再設置など実情に合わせた方法とする。

(2) 埋立管理

1) 搬入管理

管理事務所において、トラックスケールで埋立物の重量を測るときに、ドライバーからの搬入物についてのヒアリング調査を行い、埋立地にダンピングするときに埋立物の目視確認を行う。

2) 覆土作業

- ・その日の埋立箇所は、ごみの飛散防止、臭気の発生防止、衛生害虫の発生防止等のため必要に応じて廃棄物を覆う程度の即日覆土を励行し、廃棄物の露出を防止する。

(3) その他維持管理事項

1) 様式第1 (第1条関係)

一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準、第1条2より本処分場の入口の見やすい場所に図5-1のように立札を設ける。

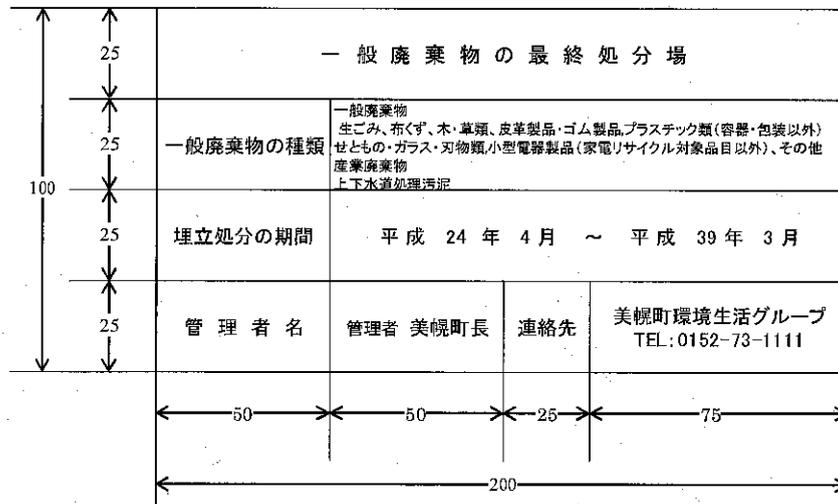


図5-1 立札

2) 法第8条の4に基づく記録の閲覧方法について

水質調査検査、ごみの搬入状況等の結果は、日報、月報、年報として記録し最終処分場管理事務所及び役場に保管し、住民からの要望があればその場所にて閲覧を行う。

3) モニタリング設備

モニタリング設備は、図5-2のとおり埋立地の上下流に各1箇所設ける。

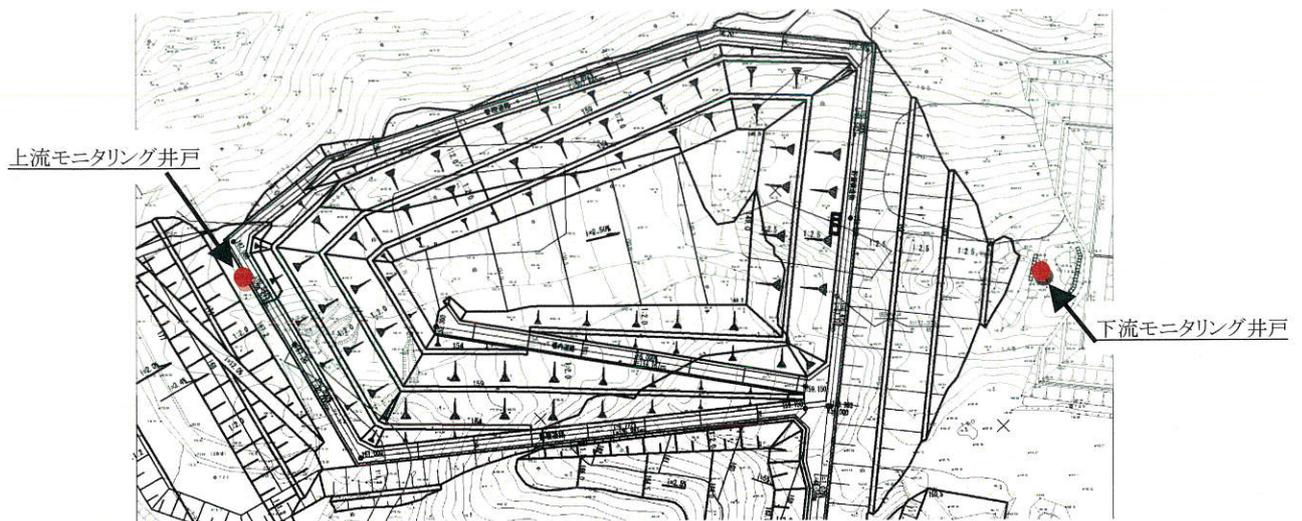


図5-2 モニタリング位置

4) 大気、騒音・振動、悪臭について

① 大気

(ア) 監視方法

管理員による目視

(イ) 検査項目

埋立地内の粉じん発生状況（砂ぼこり等）

(ウ) 達成目標

著しい発生がないこと

(エ) 異常時の対策

即日覆土により廃棄物の飛散はないが、必要に応じて埋立作業の中断、散水等を行う。

② 騒音・振動

(ア) 監視方法

管理員による巡回、点検

(イ) 検査項目

埋立重機による騒音・振動、浸出水処理施設による騒音・振動の発生状況

(ウ) 達成目標

著しい騒音・振動を感じないこと。

（生活環境影響調査の保全目標値：騒音は第4種地域以下、振動は第2種地域以下）

○騒音

(昭和46年11月29日 北海道告示第3169号)

時間の区分 区域の区分	朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午前7時まで	夕 午前7時から 午前10時まで	夜間 午前10時から 翌日午前6時まで
第1種区域	40デシベル	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	45デシベル	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	55デシベル	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

○振動

(昭和53年3月29日 北海道告示第784号)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(エ) 異常時の対策

異常騒音、振動が観測された場合、原因を究明し、必要に応じて測定を行う。

③ 悪臭

(ア) 監視方法

管理員による巡回、点検

(イ) 検査項目

埋立地内及び浸出水処理施設周辺の悪臭発生状況

(ウ) 達成目標

著しい臭気を感じないこと。

(生活環境影響調査の保全目標値：C区域の値以下)

区域区分	A 区域	B 区域	C 区域
悪臭物質			
	ppm	ppm	ppm
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

備考：区域区分のA、B、Cは騒音の環境基準における類型による。

第1 工場等の敷地境界における指導基準

区域区分	臭気指数
A	10
B	14
C	18

(工) 異常時の対策

異常な悪臭を感じた場合、原因を究明し、必要に応じて測定を行う。

(4) 搬入の時間および方法

1) 搬入時間

第Ⅱ期処分場と同様に、搬入時間は、9:00 から 17:00 とする。運搬中は、廃棄物の飛散および悪臭の発散がないよう十分配慮して行う。

2) 搬入から退場まで

- ①搬入、計量
- ②埋立地進入
- ③ダンピング
- ④退場